

収納対策等に関する参考資料

(1) 納付率向上に向けた戦略	1
(2) 公的年金制度全体の納付状況等	2
(3) 国民年金保険料の納付率等について	3
(4) 国民年金保険料に係る納付環境の整備について	4
(5) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について	5
(6) 国民年金保険料強制徴収について	6
(7) 国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について	7
(8) ハローワークと連携した国民年金の手続等の周知について	8
(9) 若年者納付猶予制度について	9
(10) 国民年金保険料の多段階免除制度について	10
(11) 学生納付特例制度について	11
(12) 年金制度を理解していただくための取組（広報）について	12
(13) 年金教育の推進について	14
(14) 年金相談及び年金個人情報提供の実施状況について	16
(15) ねんきん定期便の概要について	17

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)

(口座振替率)
 16年度末 17年度末 18年度末目標
 37% → 40% → 42%
 651万人 660万人

- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)

- コンビニ納付の導入 (H16.2~)

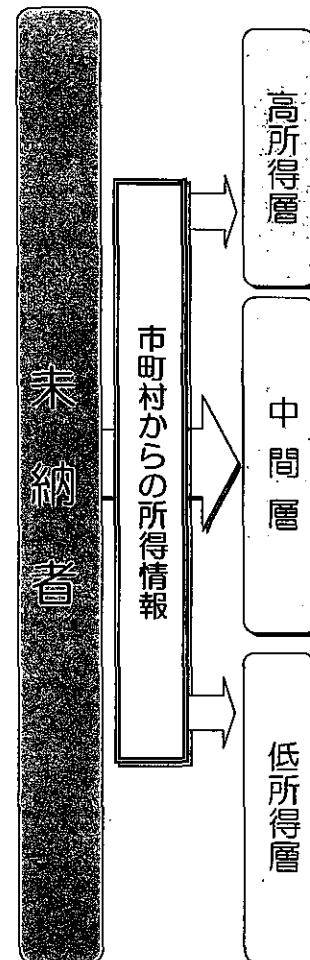
17年度利用状況 589万件

- インターネット納付の導入 (H16.4~)

17年度利用状況 14万件

- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)

- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)



納付督促の実施

催告状(手紙)

H16年度 4,021万件
H17年度 3,418万件

電話

H16年度 649万件
H17年度 823万件

戸別訪問(面談)

H16年度 1,341万件
H17年度 1,774万件

集合徴収(呼出)

H16年度 1,929万件
H17年度 1,952万件



強制徴収の実施

○不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	172,440件
納付等	18,349件	54,896件
財産差押え	565件	6,975件

・最終催告状は当該年度に着手し発行した件数。
・納付等、財産差押え件数は、平成18年12月末現在

平成18年度
35万件、最終的に60万件
実施可能な体制を構築

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

全社会保障事務所単位で行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生の間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)

- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)

- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)

- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)

- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)

- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)

- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関等、介護サービス事業者、社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭

- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進

- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置する事項

公的年金制度全体の納付状況等

○ 未納者（平成17年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約374万人、
未加入者は約27万人。

公的年金加入対象者全体でみると、約94%の者が保険料を納付(免除を含む。)。

※ 未納者と未加入者を合わせた約401万人は、公的年金加入対象者数の5.7%。

《公的年金加入者の状況（平成17年度末）》

(7,076万人)

公的年金加入者
(7,049万人)

第1号被保険者 (注1) 2,190万人	第2号被保険者 (3,766万人)	第3号被保険者 (注1) 1,092万人
免除者328万人 特例者・猶予者 210万人	保険料納付者 厚生年金保険 (注1) 3,302万人	共済組合 464万人 (注4)
未納者 374万人 (注3)	401万人	
第1号未加入者 27万人		

(注2)

(注)1 平成18年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(33万人)を含めて計上している。

2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

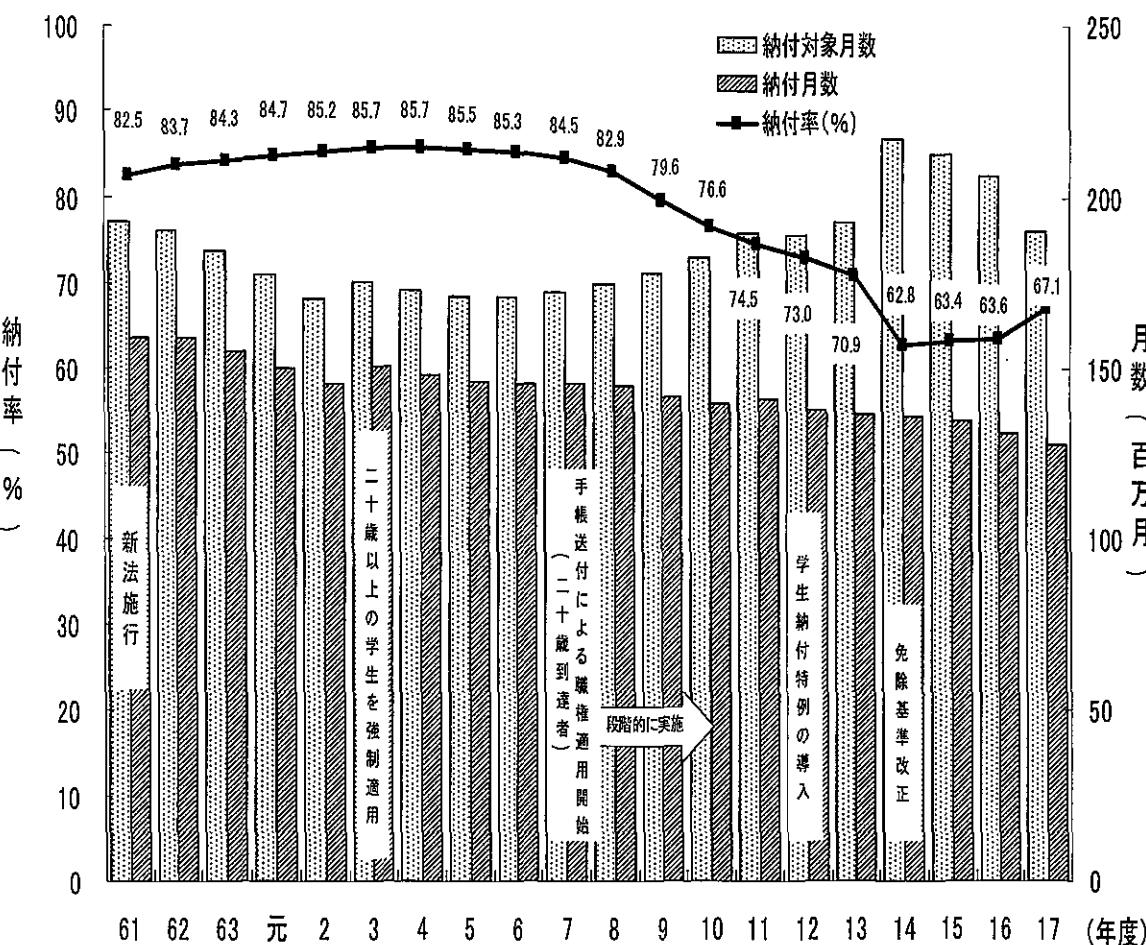
3 未納者とは、24か月(16年4月～18年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成17年3月末現在。

5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

平成17年度の国民年金保険料の納付率等について

～ 納付率は下げ止まりから反転へ～



平成17年度の納付率は、67.1%

(対前年比+3.5%)

* 免除等の不適正処理分の影響=△0.7%を除いたもの

$$\text{納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

納付率の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.4%
16年度分保険料			63.6%	66.3%
17年度分保険料				67.1%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付
(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率(80%)を設定。

16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

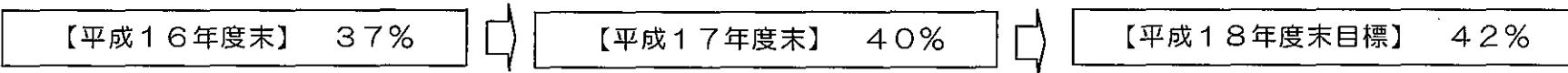
国民年金保険料に係る納付環境の整備について

国民年金保険料の収納に関しては、口座振替の利用を促進するとともに、納めやすい環境を整備するため、コンビニエンスストアやインターネットによる保険料の納付を実施している。今般、これらに加えて、クレジットカードによる保険料の納付について、平成19年度中の実施が可能となるよう法的整備を進める。

1. 口座振替

保険料の割引（平成17年4月から実施）や納め忘れの防止などのメリットを周知することにより、口座振替による納付の促進を図る。

【口座振替の利用率】



2. コンビニ納付 (平成16年2月から実施)

(利用状況)

平成16年度	347万件
平成17年度	589万件

3. インターネット等を活用した電子納付 (平成16年4月から実施)

(利用状況)

平成16年度	7万件
平成17年度	14万件

4. クレジットカード納付の導入 (平成19年度中に開始) <改正事項>

クレジットカード納付を導入し、事務の効率化と納付率の向上を図り、口座振替による納付と合わせて、利用率50%を目指す。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について

1 概要

- 平成17年分の所得から、国民年金保険料について社会保険料控除として申告する場合は、納付したことを証明する書類を年末調整又は確定申告の際に添付等することが義務付けられた（所得税法等の一部改正）。
- このため、平成17年度から、国民年金保険料の納付額を証明する書類として、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発行した。

2 発行の時期と対象者

- ①11月発行分 平成17年1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方に、平成17年11月2日から11月4日までの間に発送（約1350万通）
- ②2月発行分 平成17年10月1日から12月31日までの間に、平成17年中はじめての保険料の納付があった方（①で発行済みの方を除く。）に、平成18年2月1日から2月3日までの間に発送（約78万通）

3 控除証明書に関する照会対応

控除証明書専用ダイヤルTEL.0570-00-9911（平日9:00～17:00）を設置して対応した（平成17年11月4日から平成18年3月17日まで）。

- 控除証明書専用ダイヤルの実施状況（平成17年11月4日から平成18年3月17日まで）

※ 社会保険事務所等で対応した件数を除く。

総入電数：268,430件、総応答件数 161,490件（応答率60%）

照会内容内訳（重複カウントあり）

控除証明書に係る一般的な照会	137,397件
国民年金等に関する一般的な照会	15,525件
その他の照会	19,771件

再発行件数（控除証明書専用ダイヤルに限る） 57,792件

国民年金保険料の強制徴収について

【取組】

十分な所得がありながら、度重なる納付勧励に応じない未納者に対しては、きちんと保険料を納めていただいている方との公平の観点から厳正な対応が必要。

こうした観点から、上記のような未納者に対し、強制徴収の着手を推進しており、対象を逐次拡大していくこととしている。

【実績】

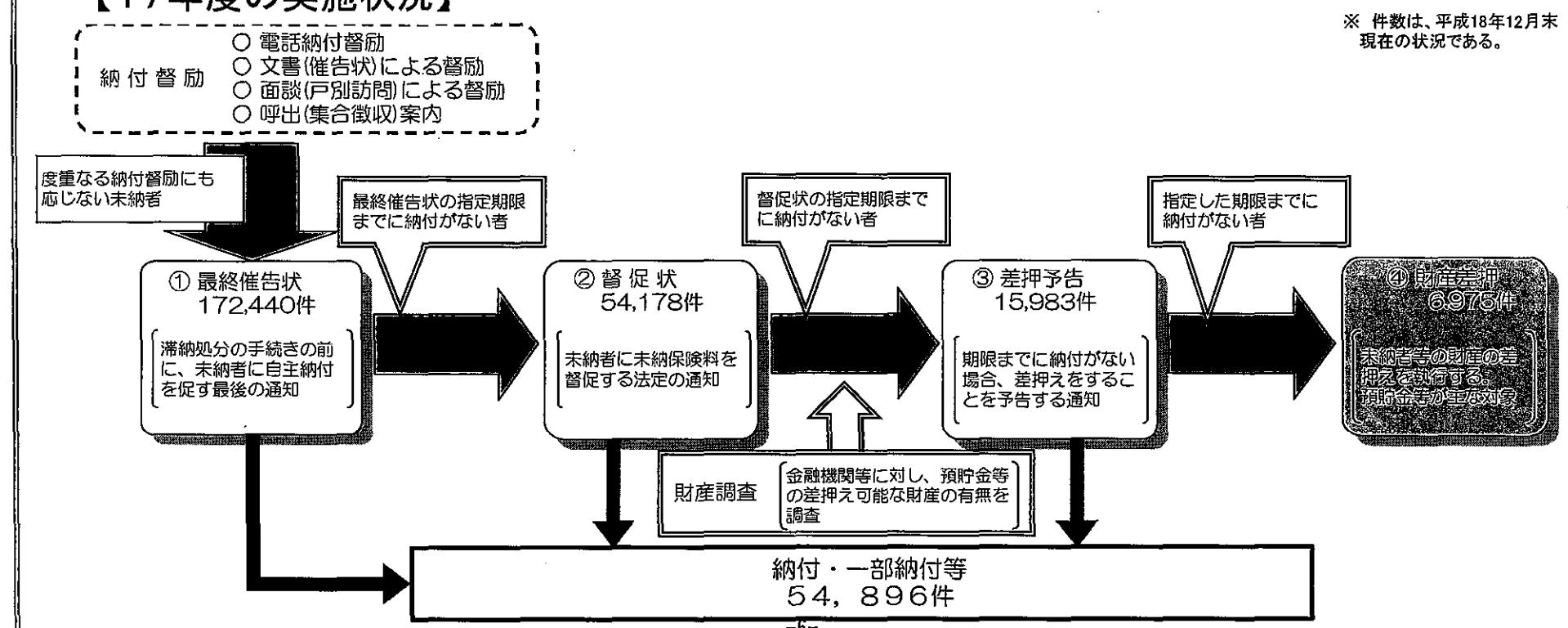
最終催告状を送付した（強制徴収のプロセスに入る）件数。

15年度 9,653件 ⇒ 16年度 31,497件 ⇒ 17年度 172,440件

【今後の取組】

18年度は、最終催告状を35万件とし、将来的には人員体制を整えた上で60万件を目標に実施を目指す。

【17年度の実施状況】



国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について

1. 目的

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議)に基づき、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く納付督促業務等を包括的に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

2. 委託の範囲

国民年金保険料の未納者に対する納付督促業務、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託業務、口座振替の獲得業務、記録の管理及び報告を包括的に委託。

3. 対象社会保険事務所及び受託事業者

(1) 平成17年度～

5箇所 (実施期間：平成17年10月～平成18年9月)

①弘前社会保険事務所(青森)
②宮崎社会保険事務所(宮崎)
③足立社会保険事務所(東京)
④熱田社会保険事務所(愛知)
⑤平野事務所(大阪)

} (株)もしもしホットライン
} エー・シー・エス債権管理回収(株)

(2) 平成18年度(継続分)(受託事業者は新たな入れにより決定)

5箇所 (実施期間：平成18年10月～平成19年9月)

①弘前社会保険事務所(青森)
②足立社会保険事務所(東京)
③熱田社会保険事務所(愛知)
④平野事務所(大阪)
⑤宮崎社会保険事務所(宮崎)

} (株)トライアイ
(株)もしもしホットライン

(3) 平成18年度(新規分)

30箇所【拡大】(実施期間：平成18年7月～平成19年9月)

①茨城地区(水戸北、水戸南) ……(株)もしもしホットライン
②埼玉中北部地区(熊谷、浦和) ……(株)もしもしホットライン
③埼玉中西部地区(川越) ……(株)もしもしホットライン
④千葉北部地区(佐原、松戸) ……(株)もしもしホットライン
⑤千葉南部地区(木更津) ……(株)トライアイ
⑥東京東部地区(上野、江戸川、荒川、墨田、港) ……(株)もしもしホットライン
⑦東京西部地区(新宿、渋谷、武蔵野) ……エー・シー・エス債権管理回収(株)

⑧神奈川地区(厚木、相模原、横須賀、鶴見) ……(株)もしもしホットライン
⑨愛知地区(名古屋西) ……(株)もしもしホットライン
⑩京都地区(下京) ……エー・シー・エス債権管理回収(株)
⑪大阪地区(難波、今里、福島、大手前、城東) ……(株)もしもしホットライン
⑫兵庫地区(三宮、兵庫) ……エー・シー・エス債権管理回収(株)
⑬福岡地区(中福岡) ……(株)トライアイ

4. 公共サービス改革法

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)」において、国民年金保険料の収納事業が対象事業として規定された。
- 上記モデル事業終了後は、引き続き公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納事業として実施を予定。
(平成19年10月より、95箇所を対象として実施予定)

ハローワークと連携した国民年金の手続等の周知について

1. 現状

ハローワークとの連携により、失業者に対し、国民年金の種別変更の手続や特例免除制度の周知を図っている。

(1) 社会保険事務所等が協力を依頼している事項

① 雇用保険受給者初回説明会等（以下「初回説明会等」という。）における周知

- ・ 初回説明会等において、種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を配布。
- ・ 必要に応じて初回説明会等に社会保険事務所の職員等を派遣し、国民年金の手続等について説明。

② ハローワークの窓口における周知

- ・ 種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を窓口に備え付け、必要に応じ失業者等に配布。

(2) 実施状況（平成18年5月末時点）

- | | |
|--|------------------------------|
| ○ 届出周知用チラシ、保険料免除申請書等用紙の配布 | 合計 574か所（総数 591か所〈18年5月末現在〉） |
| （初回説明会等で配布しハローワークにも備え付け 464か所、 初回説明会等で配布のみ 44か所、 備え付けのみ66か所） | |
| ○ 初回説明会等における手続の周知 | 合計 240か所 |
| （ハローワーク職員が説明123か所、社会保険事務所職員が説明117か所） | |

2. 今後における連携強化

- 初回説明会等に派遣された社会保険事務所職員が、種別変更届等をその場で受理できるようにする（その場で受理できない場合には、社会保険事務所への封筒等をハローワーク職員が配布し届書等の送付先を周知すること）こと。
- 初回失業認定時において受給者に対し手続を完了したかどうかを確認し、必要に応じてチラシ、保険料免除申請書等の用紙をハローワーク職員が配付して手続を周知すること。

若年者納付猶予制度について

平成12年4月から学生納付特例制度が創設されたが、学生でない若年者については、本人の所得が低くても収入のある親と同居している場合には保険料免除の対象となっていました。そこで、平成16年の年金制度改革において、このような若年者が将来無年金・低年金となることを防止するため、平成17年4月から、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合には保険料納付を猶予し、負担できることになった時点での保険料を追納できる仕組みを導入した（10年間の時限措置）。

1. 対象者

30才未満の第1号被保険者であって、本人及び配偶者の前年の所得が基準額（全額免除基準と同額）以下である者（世帯主の所得は判断の対象外）

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成18年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	162万円（258万円）
2人世帯（夫婦のみ）	92万円（157万円）
単身世帯	57万円（122万円）

※（ ）内は給与所得者の年収ベース

2. 基礎年金との関係

- (1) 老齢基礎年金 納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
(2) 障害基礎年金等 納付猶予期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

3. 申請方法等

- (1) 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要。ただし、あらかじめ翌年度以降も若年者納付猶予を申請することを申し出た場合は不要）
(2) 承認される期間は、申請した年度の7月から翌年度の6月まで（申請した日が4月から6月の場合は前年度の7月から申請した年度の6月まで）

4. 追納

納付猶予期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

5. 若年者納付猶予者数

平成18年3月末現在 34万人

多段階免除制度について

1. 趣 旨

- 平成16年の年金制度改正により、保険料を納付しやすい環境整備を図る観点から、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな所得基準を設定した多段階免除制度を導入。

2. 多段階免除制度の内容（平成18年7月1日施行）

- 現行の全額免除と半額免除の2段階に4分の1免除及び4分の3免除の2段階を加え4段階とする。

(平成18年6月まで)	(平成18年7月から)	(所 得 基 準)	(将来の年金額) (国庫負担1/2の場合)
非免除	非免除	・・・・ 158万円（+各種控除）超	10／10
半額免除	1／4免除	・・・・ 158万円（+各種控除）以下	7／8
全額免除	半額免除	・・・・ 118万円（+各種控除）以下	3／4
	3／4免除	・・・・ 78万円（+各種控除）以下	5／8
	全額免除	・・・・ 57万円以下	1／2

※所得額は単身者の場合

学生納付特例制度について

20歳以上の学生については、平成3年度から国民年金が強制適用となり、保険料納付は親元世帯の所得を考慮する学生免除基準が適用されていた。しかし、学費や仕送りで負担の多い時期に国民年金保険料まで親が負担するのは経済的に大変といった意見等を踏まえ、平成12年4月から学生本人の所得が一定額以下の場合は、学生時代には保険料の納付を要せず、社会人になってから保険料が納付できる仕組みを導入した。

1. 対象者

大学（大学院）、短大、高校、高専、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等
に在学（夜間・定時制課程、通信課程も含む。）する20歳以上の学生であって、本人の前年の所得が
所得基準額以下である者

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成13年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	282万円（420万円）
2人世帯（夫婦のみ）	195万円（304万円）
単身世帯	141万円（227万円）

※（ ）内は給与所得者の年収ベース

2. 基礎年金との関係

- (1) 老齢基礎年金 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
(2) 障害基礎年金等 学生納付特例期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

3. 申請方法等

- (1) 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要）
(2) 承認される期間は、申請した年度の4月から3月まで

4. 追納

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

5. 学生納付特例者数(年度末現在)

(平成13年度)148万人 (平成14年度)154万人 (平成15年度)168万人 (平成16年度)173万人 (平成17年度)176万人

年金制度を理解していただくための取組（広報）

1 意義・目的

年金制度の安定的な運営を図るために、国民が年金制度に抱いている漠然とした不信感を払拭し、年金制度に対する信頼を醸成することが急務。

2 現状の年金広報の概要

年金広報の主な活動展開

- ・ わかりやすい年金制度の説明（C O M I C 公的年金の配布）
- ・ 秋の年金週間や年度末の集中広報において新聞等を中心とした広報を展開
- ・ チラシ等を作成し、通知書類に同封、戸別配布することによる広報を展開
- ・ 市区町村等が発行する機関誌への広告掲載依頼及び記者クラブ等への情報提供
- ・ 社会保険庁ホームページでの広報

3 新たな取組

- 統一的な広報素材を作成して、より効果的・効率的な広報を行うこととし、平成17年度においては、
 - ・ 国民年金の実力、安心、お得などの訴求ポイントを解説した「総合パンフレット（国民年金って実は・・・）」
 - ・ 被保険者の個々の関心事項に適確に応えられる「目的別チラシ」（数種類）を作成して、年金制度を理解していただくための取組を推進。
- 今後の展開としては、上記「総合パンフレット」等を基として、
 - ・ 年金制度を分かりやすく解説した「年金ネット番組」を社会保険庁ホームページから配信（平成18年4月）
 - ・ 社会保険庁ホームページに「キッズページ」を作成（平成18年度）
 - ・ 全国統一で使用する「年金被保険者のしおり」を作成して、年金手帳に同封することを検討（平成19年度）等の取組を行うこととしている。

4 実施内容（平成17年度）

月	広報契機等	広報の手法及び広報媒体	広報テーマ
17年 4月		○国民年金保険料納付案内書同封用チラシ	・前納及び口座振替の勧奨 ・保険料改定の周知
7月	○免除申請	○国民年金保険料納付案内書（前年免除者）同封用チラシ	・免除申請の勧奨
8月		○納入告知書（事業主）同封チラシ	・厚生年金保険料改定の事前周知
9月	○厚生年金保険料率の改定		
10月		○納入告知書（事業主）同封チラシ 秋の年金広報 ・新聞5段広告 ・若者向け雑誌、タウン情報誌への広告掲載 など	・年末調整で必要となる国民年金の社会保険料控除証明書の発行に係る周知 秋の年金広報（年金週間 11/6～11/12） ・社会保険料控除証明書の発行の周知 ・ねんきんダイヤル導入の周知 ・年金制度の基礎的事項に係る周知
11月	○社会保険料控除証明書の発行 ○年金週間		
18年 1月	○翌年度の国民年金保険料額及び前年割引の確定		
2月		年度末の年金広報 ・新聞5段広告 ・地域情報紙（リビング紙）への広告掲載 など	年度末の年金広報 ・口座振替での前納の勧奨 ・国民年金保険料額改定の事前周知 ・制度改革事項の広報
3月		○各学校・市町村窓口への配布用リーフレット・ポスター	・学生納付特例制度の周知

※ 主な実施内容であり、社会保険庁ホームページでの広報や市区町村広報誌（紙）への広告掲載依頼等は記載していない

※ 新たな取組（「総合パンフレット」等の作成）は除いている

※ 2月以降については、現時点の計画内容を記載している

年金教育の推進について

1 意義・目的

○公的年金制度の基本理念である「世代と世代の支え合い」の考え方について、とかく年金に対する意識が低くなりがちな若年層を中心に国民各層の幅広い理解を得ることが、将来に向けての制度の安定的な運営を図るうえで不可欠。このため、これからの中高生に対して公的年金制度の仕組み、基本理念を正しく理解してもらうべく、学校教育の場における年金教育を推進。

2 実施内容

①中学・高等学校の社会科等の担当教員を対象に「年金セミナー」を開催し、
　・公的年金の意義・役割等について社会科の授業で取り上げてもらうこと
　・生徒に対する「年金セミナー」を実施させてもらうこと
を要請。また、「年金セミナー」実施のための教材として生徒用副読本を配付。

②平成15年度から、社会保険関係者及び教育関係者で構成する「年金教育推進協議会」を各社会保険事務局に設置し、
　・教育委員会等との連携強化と地域や学校等の実情に応じた効果的な年金教育を実施するための体制を確保
　・「年金セミナー」を実施する年金広報専門員について、教育関係者との繋がりが深く、かつ、教育現場に精通した教育関係者等の人材を確保
を実施。

③大学での年金教育の実施

・大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成17年度にモデル実施した大学での年金セミナーの結果を踏まえながら、18年度以降において全国展開を図る。

3 実施状況

	平成15年度 (実績)		平成16年度 (実績)		平成17年度 (実績)	
	学校数	割合 (%)	学校数	割合 (%)	学校数	割合 (%)
全国の中学校・高校の学校数	16,584	100.0	16,531	100.0	16,453	100.0
教員を対象とした年金セミナー	7,464	45.0	9,189	55.6	12,095	73.5
生徒を対象とした年金セミナー	3,170	19.1	3,616	21.9	4,722	28.7
年金広報専門員が行うセミナー	1,263	7.6	1,578	9.6	2,190	13.3
教員が直接生徒に行う年金教育	1,907	11.5	2,038	12.3	2,532	15.4
年金広報専門員数	46県 132人 社保OB49、学校OB83		47県 160人 社保OB52、学校OB108		46県 170人 社保OB44、学校OB126	

注1) 学校数は、文部科学省発表の学校基本調査（各年度5月1日現在）の学校数である。

注2) 割合は、学校数（全国の中・高校数）に対する年金教育の率である。

注3) 年金広報専門員の委嘱人数は、各年度末現在の人数である。

年金相談及び年金個人情報提供の実施状況について

来訪、電話、文書、ファクシミリによる相談

- 主として受給権者からの
- ・年金制度
- ・年金受給額

年金相談件数	14,778,631件
来訪	7,444,190件
電話	7,212,901件(推計)
文書	121,540件(推計)

来訪、電話、文書、ファクシミリによる相談

- ・年金制度
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き

社会保険業務センター

中央年金相談室

来訪相談	13,368件
電話相談	1,146,561件
文書相談	49,553件

インターネットによる照会

- ・年金額簡易試算
- ・年金に関する情報及び届書の入手

社会保険庁ホームページ

年金見込額簡易試算	
HPアクセス件数	1,265,535件

年金見込額試算申込

80,499件

個人認証に基づく年金個人情報の提供

見込額試算	174件
年金加入記録	223件

年金個人情報提供サービス (ユーザID・パスワード方式)

116,135件

(注)18年3月31日～6月30日

年金受給権者・被保険者等 からのアプローチ



社会保険事務所(312か所)

来訪相談	6,276,613件
電話相談	2,908,472件(推計)
文書相談	70,810件(推計)

来訪による相談

※社会保険事務所と同じ

年金相談センター(63か所)

来訪相談	1,154,209件
電話相談	107,694件
文書相談	1,177件

電話による相談

※社会保険事務所と同じ

年金電話相談センター(23か所) (うち2カ所について市場化テスト実施)

電話相談 3,050,174件

※相談件数等は平成17年度

オンライン

ねんきん定期便の概要について

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報を被保険者に分かりやすく通知する。(平成16年年金制度改正)

■対象者 国民年金、厚生年金の全ての被保険者

■通知内容

(1)全年齢共通の事項

①加入期間

- ・基礎年金(第1号、第2号、第3号被保険者期間)の加入月数、納付済月数
- ・厚生年金の加入月数

②これまでの加入実績に応じた年金見込額

③保険料の納付額(被保険者負担分)

(2)年齢に応じた事項

④35歳、45歳及び58歳の者には、加入履歴

⑤50歳以上の者には、現在の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額

⑥50歳未満の者には、年金額早見表

■送付周期 每年、誕生月に送付

■実施時期 平成20年4月 ※ただし、一部について先行実施

ねんきん定期便の導入スケジュール

